個人情報ファイル簿(単票)

【市民文化部市民税課】

四八月秋ノノイル诗(千元/		H/K I	
個人情報ファイルの名称	個人住民税情報ファイル		
行政機関等の名称	久留米市長		
個人情報ファイルが利用に供される 事務をつかさどる組織の名称	市民文化部市民税課		
個人情報ファイルの利用目的	地方税法に基づき、個人住民税を賦課徴収するため		
記録項目	1課税者情報【氏名(カナ氏名)、住所、生年月日、性別、年齢、続柄、個人番号】、2所得情報、3税情報		
記録範囲	市・県民税課税対象者(申告による非課税対象者を含む)		
記録情報の収集方法	特別徴収義務者から提出された給与支払報告書、本人からの申告 書、税務署からの確定申告書の写し、日本年金機構からの年金支 給者リストにより収集		
要配慮個人情報が含まれるときは、 その旨	含む (障害者情報)		
記録情報の経常的提供先	無し		
開示請求等を受理する組織の名称及 び所在地	(名 称) 久留米市市民文化部総務		
	(所在地)〒830-8520 久留米市城南町15番地3		
訂正及び利用停止に関する他の法令 の規定による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当する ファイル □有 □無	<u> </u>	
行政機関等匿名加工情報の提案の募 集をする個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受 ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
 行政機関等匿名加工情報の概要 	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案を受ける組織の名称及 び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案をすることができる期 間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が 含まれているときはその旨			
備考			
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

作成日(最終修正日):令和5年1月20日

個人情報ファイル簿(単票) 【市民文化部市民税課】

型人情報ファイル海(<u>年</u> 宗)	【甲氏文化部甲氏祝		
個人情報ファイルの名称	軽自動車税情報ファイル		
行政機関等の名称	久留米市長		
個人情報ファイルが利用に供される 事務をつかさどる組織の名称	市民文化部市民税課		
個人情報ファイルの利用目的	地方税法に基づき、軽自動車税(種別割)を賦課徴収するため		
記録項目	1課税者情報、2車両情報、3税情報		
記録範囲	軽自動車税(種別割)賦課対象者		
記録情報の収集方法	本人、代理人、軽自動車検査協会		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む		
記録情報の経常的提供先	無し		
開示請求等を受理する組織の名称及 び所在地	(名 称) 久留米市市民文化部総務		
	(所在地)〒830-8520 久留米市城南町15番地3		
訂正及び利用停止に関する他の法令 の規定による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当する ファイル □有 □無	(1-2)/2/22/)/1/2/	
行政機関等匿名加工情報の提案の募 集をする個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受 ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案を受ける組織の名称及 び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案をすることができる期 間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が 含まれているときはその旨			
備考			
" b - 10 " " - 1			

作成日(最終修正日):令和5年1月20日

個人情報ファイル簿(単票)

【市民文化部市民税課】

型人情報ファイル海(<u>年</u> 宗)	【甲氏又化部甲氏积	THAN I	
個人情報ファイルの名称	資料閲覧ファイル		
行政機関等の名称	久留米市長		
個人情報ファイルが利用に供される 事務をつかさどる組織の名称	市民文化部市民税課		
 個人情報ファイルの利用目的 	地方税法に基づき、個人住民税を賦課するため		
記録項目	確定申告書、市民税・県民税(個人住民税)申告書、給与支払報告 書、公的年金等支払報告書、軽自動車税申告書		
記録範囲	課税資料提出者		
記録情報の収集方法	特別徴収義務者から提出された給与支払報告書、本人からの申告 書、税務署からの確定申告書の写し、日本年金機構からの年金支 給者リストにより収集		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む (障害者情報)		
記録情報の経常的提供先	無し		
開示請求等を受理する組織の名称及 び所在地	(名 称) 久留米市市民文化部総務		
	(所在地)〒830-8520 久留米市城南町15番地3		
訂正及び利用停止に関する他の法令 の規定による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当する ファイル □有 □無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募 集をする個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受 ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案を受ける組織の名称及 び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案をすることができる期 間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が 含まれているときはその旨			
備考			